

【令和6年中に収入がなかった方】
該当する項目に○をつけ、必要事項を記入してください。

【13 社会保険料控除】
令和6年中に支払った社会保険料がある場合に、支払額を全額控除できます。国民健康保険税や介護保険料、後期高齢者医療保険料の支払額は税務課で確認できます。支払った金額の合計額を513欄に記入してください。国民年金保険料などに係る社会保険料控除を受ける場合には、支払いをした証明書を添付または提示してください。
※国民年金保険料控除証明書については長岡年金事務所へお問い合わせください。
(電話:0258-88-0003)

【14 小規模企業共済等掛金控除】
小規模企業共済法に規定する共済契約掛金、確定拠出年金法の個人型年金加入者掛金、心身障害者扶養共済制度の掛金の支払額を514欄に記入してください。支払った掛金額の証明書を添付または提示してください。

【15 生命保険料控除、16 地震保険料控除】
実際に支払った金額を記入してください。控除額は、右側の表から算出し、515欄、516欄にそれぞれ記入してください。支払額などの証明書を添付または提示してください。

【17 寡婦控除、ひとり親控除】
以下の要件に該当する方は、該当する箇所にチェックをしてください。控除額は、右側の表のとおり517欄に記入してください。

- (1) 寡婦①: 夫と離婚した後再婚しておらず、子以外の扶養親族(合計所得金額等が48万円以下で他の人の控除対象配偶者や扶養親族でない人)がいる方で、合計所得金額が500万円以下の方
寡婦②: 夫と死別した後再婚していない方や夫が生死不明などの方で、合計所得金額が500万円以下の方
- (2) ひとり親: 現に結婚していない方や配偶者が生死不明などの方で、生計を一にする子(総所得金額等が48万円以下で他の人の控除対象配偶者や扶養親族でない人)がおり、合計所得金額が500万円以下の方

【18 勤労学生控除】
控除額は右側の表のとおり518欄に記入してください。在学証明書などを添付または提示してください。ただし、令和6年中の合計所得金額が75万円以下で、かつ自己の「勤労所得以外」の所得が10万円以下の方。

【19 障害者控除】
あなたや同一生計配偶者または扶養親族が、障害者や特別障害者である場合に該当者の氏名、障害の程度を記入してください。

【20・21 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者】
あなたと生計を一にする配偶者が、右表の区分でいずれかの控除額に該当するときに配偶者の氏名、生年月日などを記入してください。また、同一生計配偶者(控除額0円を含む)に該当する場合も同様に記入するほか、同一生計配偶者欄にチェックしてください。

【22 扶養控除】
あなたと生計を一にする親族の令和6年中の合計所得金額が48万円以下のときに該当する方の氏名、生年月日などを記入してください。
控除額は、右側の表から算出し519～22欄にそれぞれ記入してください。
※16歳未満扶養親族の控除額は0円ですが、扶養人数の把握や保育料などの算定に使用されますので記入漏れのないようお願いいたします。

【24 雑損控除】
令和6年中に災害や盗難、横領などによって住宅や家財などに損失を受けた方や、災害などに関連してやむをえない支出(災害関連支出)をした方は、雑損控除が受けられる場合があります。被害を受けた資産の明細が分かるものや、災害関連支出の領収書を、申告書に添付または申告の際に提示してください。
<控除額: 下記①、②のいずれか多い額を524欄に記入してください>

- ①(損害金額)-(保険金などで補てんされる金額)-(総所得金額等の10%)
- ②(差引損失額のうち災害関連支出の金額)-(5万円)

【25 医療費控除】
あなたや生計を一にする配偶者、親族のために令和6年中に支払った医療費が、一定の金額以上ある場合に控除できます。医療費の明細書を作成し、申告書に添付してください。
<控除額: 以下の計算結果を525欄に記入してください>
(支払った医療費等)-(保険金などで補てんされる金額)-(①総所得金額等の5%か②10万円のいずれか少ない額) ※控除の最高限度額は200万円
【セルフメディケーション税制に係る医療費控除の特例】
セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を受ける場合は、525欄の区分欄に「1」と記入してください。※この特例については、右側の詳細をご覧ください。

市民税・県民税申告書の記入例 【小千谷市】

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入に伴い、
申告書の提出にはマイナンバーの記入が必要です

住所、氏名、生年月日、個人番号などを記入してください。

令和7年度分 市民税・県民税申告書 (令和6年中の所得等について申告してください。)

表面記入例

小千谷市長あて 住所 小千谷市 ○○ 1-2-3 支振 GF
フリガナ オヂヤ タロウ 生年月日 52.2.1 宛名番号 ***-****
氏名 小千谷 太郎 明・大 52.2.1 平・令 *****
7年3月1日 提出 個人番号 電話番号 12-3456 営業等 * 農業 * 不動産
業種又は職業 世帯主の氏名 続柄
○○業 小千谷 太郎 本人

令和6年中に課税対象となる収入がなかった方など(該当する事項に○をつけてください。)

- (1) 下記の者の扶養だった(あなたから見た続柄): 住所: 氏名:
(2) 非課税収入のみ(遺族年金・障害年金・雇用保険)
(3) 就学中 学校名: 卒業年度
(4) その他 無職 確定申告書提出済 給与支払報告書提出済 その他()

4 所得から差し引かれる金額に関する事項

13 社会保険料控除	国民健康保険税 253,000円	介護保険料 51,180円	国民年金保険料 175,920円
15 生命保険料控除	新生命保険料の計 55,000円	新個人年金保険料の計 7,000円	介護医療保険料の計 7,000円
16 地震保険料控除	地震保険料の計 52,000円	旧長期損害保険料の計 86,000円	

17~18 寡婦、ひとり親控除	17 寡婦控除 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 未婚	18 ひとり親控除 <input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> 未婚	19 勤労学生控除 (学校名)
-----------------	---	---	-----------------

19 障害者控除	1 氏名 小千谷 大 三 郎	障害の程度 2種4	級度
20~21 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者	氏名 小千谷 花 子	生年月日 明・大 53.9.1 平・令	配偶者の合計所得金額 920,000円

22 扶養控除	1 氏名 小千谷 大 三 郎	生年月日 明・大 55.5.1 平・令	同居別居の区分 <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	続柄 祖父	控除額 38万円
2 氏名 小千谷 さ くら	生年月日 明・大 22.3.1 平・令	同居別居の区分 <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	続柄 子	控除額 0万円	

24 雑損控除	1 氏名	生年月日	同居別居の区分	続柄	控除額
2 氏名	生年月日	同居別居の区分	続柄	控除額	
3 氏名	生年月日	同居別居の区分	続柄	控除額	
4 氏名	生年月日	同居別居の区分	続柄	控除額	

24 雑損控除	損害の原因 火災	損害年月日 R6.9.2	損害を受けた資産の種類 住宅・家財
25 医療費控除	支払った医療費等 7,000,000円	保険金などで補てんされる金額 6,500,000円	控除額 300,000円

25 医療費控除	32,000円	控除額 32,000円
----------	---------	-------------

【セルフメディケーション税制に係る医療費控除の特例】
健康維持増進などのための一定の取組(健康診査、人間ドック、予防接種など)を行う方が、令和6年中に購入した特定一般用医薬品等の支払額が1万2千円を超えるときは、その超える部分の金額を所得金額から控除できます。購入費の明細書を作成し、一定の取組を行ったことを明らかにする書類とともに、申告書に添付してください。
※特定一般用医薬品とは、医師によって処方される医薬品からドラッグストアなどで購入できるものに転用されたもの(スイッチOTC医薬品)をいいます。
※この特例を適用する場合は、従来の医療費控除との併用はできません。
<控除額: 以下の計算結果を525欄に記入してください>
特定一般用医薬品等購入費-保険金などで補てんされる金額-1万2千円 ※控除の最高限度額は8万8千円

収入金額等	2 事業 営業等 8456400	3 所得金額	1 690835
雑収入	2 農業 2988200	2 所得金額	537876
雑収入	3 不動産 1000000	3 所得金額	435000
雑収入	4 利子 1200000	4 所得金額	1200000
雑収入	5 配当 1560000	5 所得金額	1010000
雑収入	6 給与 1560000	6 所得金額	1500000
雑収入	7 公的年金等 1500000	7 所得金額	1500000
雑収入	8 業務 1500000	8 所得金額	1500000
雑収入	9 その他 1500000	9 所得金額	1500000
雑収入	10 合計(7+8+9) 1500000	10 所得金額	1500000
雑収入	11 総合課税・一時 5000000	11 所得金額	2602211
雑収入	12 合計 2602211	12 所得金額	2602211
雑収入	13 社会保険料控除 4801000	13 所得金額	697500
雑収入	14 小規模企業共済等掛金控除	14 所得金額	250000
雑収入	15 生命保険料控除	15 所得金額	260000
雑収入	16 地震保険料控除	16 所得金額	260000
雑収入	17 寡婦、ひとり親控除	17 所得金額	260000
雑収入	18 勤労学生控除	18 所得金額	260000
雑収入	19 障害者控除	19 所得金額	330000
雑収入	20 配偶者控除	20 所得金額	380000
雑収入	21 配偶者特別控除	21 所得金額	430000
雑収入	22 扶養控除	22 所得金額	250000
雑収入	23 雑損控除	23 所得金額	200000
雑収入	24 医療費控除	24 所得金額	2248850
雑収入	25 合計 2248850	25 所得金額	2248850

地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。

6 給与・公的年金等に係る所得以外(令和7年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法
 給与から差引き(特別徴収) 自分で納付(普通徴収)

分離課税に係る所得等のある方は、「市民税・県民税申告書(分離課税等用)」をあわせて提出してください。「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記入してください。

【申告書のある場所】小千谷市税務課、片貝総合センター、真人ふれあい交流館、各住民センター
【申告受付期間】令和7年2月17日～3月17日

生命保険料控除	新契約	12,000円以下	全額
	旧契約	12,000円超 32,000円以下	支払金額の1/2+6,000円
地震保険料控除	新契約	32,000円超 56,000円以下	支払金額の1/4+14,000円
	旧契約	56,000円超	28,000円
雑収入	新契約	15,000円以下	全額
	旧契約	15,000円超 40,000円以下	支払金額の1/2+7,500円
雑収入	新契約	40,000円超 70,000円以下	支払金額の1/4+17,500円
	旧契約	70,000円超	35,000円

※新契約:平成24年1月1日以降に契約 ※旧契約:平成23年12月31日までに契約

生命保険料控除額の合計			
契約・保険料の種類ごとに、上の表で算出した控除額を合計します			
新契約	新生命保険料 最高28,000円	新個人年金保険料 最高28,000円	介護医療保険料 最高28,000円
旧契約	旧生命保険料 最高35,000円	旧個人年金保険料 最高35,000円	
小計	A 旧のみ:最高35,000円	C 旧のみ:最高35,000円	E 最高28,000円
	B 新+旧:最高28,000円	D 新+旧:最高28,000円	
合計	(AとBのいずれか大きい金額)+(CとDのいずれか大きい金額)+E = 控除の合計額(最高70,000円)		

※新旧契約の両方を支払っている場合で、旧契約のみについて計算した控除額が、新旧契約両方について計算した控除額より有利な場合は、旧契約のみについて控除が適用されます。

地震保険料	50,000円以下	支払金額の1/2
	50,000円超	25,000円
旧長期損害保険料	5,000円以下	全額
	5,000円超 15,000円以下	支払金額の1/2+2,500円
	15,000円超	10,000円

地震保険料+旧長期損害保険料=地震保険料控除額(限度額25,000円)

17 寡婦、ひとり親控除	区分	控除額
寡婦①	普通障害	26万円
	特別障害	30万円
ひとり親	普通障害	30万円

23 基礎控除	合計所得金額	控除額
基礎控除	2,400万円以下	43万円
	2,400万円超 2,450万円以下	29万円
	2,450万円超 2,500万円以下	15万円
	2,500万円超	0円

22 扶養控除	区分	内容	控除額
控除対象扶養親族(16歳以上)	特別障害	生計を一にする親族がいる場合(事業専従者を除きます)	70歳以上の同居老親等 45万円
			70歳以上の老人 38万円
			19歳～22歳 45万円
			16歳～18歳・23歳～69歳 33万円

※16歳未満扶養親族の控除額は0円ですが、保育料などの算定に使用されますので記入漏れのないようお願いいたします。

20・21 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者	区分	控除額
配偶者控除	普通障害	26万円
	特別障害	30万円
同居特別障害	53万円	被扶養者と同居しているときのみ該当

配偶者控除	48万円以下	38万円	33万円	26万円	22万円	13万円	11万円
	48万円超 95万円以下	36万円	33万円	24万円	22万円	12万円	11万円
配偶者特別控除	95万円超 100万円以下	31万円	31万円	21万円	21万円	11万円	11万円
	100万円超 105万円以下	26万円	26万円	18万円	18万円	9万円	9万円
同一生計配偶者	105万円超 110万円以下	21万円	21万円	14万円	14万円	7万円	7万円
	110万円超 115万円以下	16万円	16万円	11万円	11万円	6万円	6万円
同一生計配偶者	115万円超 120万円以下	11万円	11万円	8万円	8万円	4万円	4万円
	120万円超 125万円以下	6万円	6万円	4万円	4万円	2万円	2万円
同一生計配偶者	125万円超 130万円以下	3万円	3万円	2万円	2万円	1万円	1万円
	130万円超 133万円以下	0円	0円	0円	0円	0円	0円
同一生計配偶者	133万円超	0円	0円	0円	0円	0円	0円

市・県民税を給与から天引きされている方は、給与所得以外の所得に対する市・県民税の納税方法を選択することができます。希望する納税方法にチェックしてください。

【7 給与所得】
源泉徴収票のない給与収入について記入してください。源泉徴収票をお持ちの場合は添付してください。収入合計額は**2力欄**に記入し、**3⑥欄**には右側の【給与所得の速算表】から算出した額を記入してください。

【11 総合譲渡・一時所得】
(1) 総合譲渡所得
機械やゴルフ会員権、船舶、特許権、漁業権、書画、骨とう、貴金属などの資産の譲渡による所得は総合譲渡所得です。
[短期]
保有期間が5年以内の資産の譲渡
[長期]
保有期間が5年を超える資産の譲渡
(2) 一時所得
生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金、懸賞当せん金、競馬競輪の返戻金など、臨時的な所得は一時所得です。
<特別控除額>
総合譲渡所得、一時所得それぞれに対して最高50万円です。
ウ欄の金額を**2シ欄**に、エ欄の金額を**3⑩欄**へ記入してください。

【12 事業専従者】
事業専従者の氏名、続柄、生年月日、個人番号などを記入してください。なお、事業専従者の方を扶養親族として控除を受けることはできませんので注意してください。

【15 寄附金】
令和6年中に支払った額を記入し、支払いの確認ができる各機関から発行される証明書もしくは領収書を添付または提示してください。
①都道府県や市区町村(特例控除対象)
②令和7年1月1日現在の住所地の共同募金会、日本赤十字社の支部、都道府県・市区町村(特例控除対象以外)

【16 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除額】
令和6年中の配当所得または株式等譲渡所得の支払を受けたときに源泉徴収された住民税がある場合、その税額を記入してください。

【17 所得金額調整控除】
給与等の収入が850万円を超え、以下のいずれかの要件を満たす場合に、該当する方を記入してください
1. 本人が特別障害者である
2. 特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する
3. 22歳以下の扶養親族を有する

7 給与所得の内訳

日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。

月	日	給	勤務日数	月収
1		円	日	円
2		15,000	20	300,000
3		15,000	20	300,000
4				
5		12,000	25	300,000
6		12,000	20	240,000
7				
8				
9				
10		14,000	20	280,000
11		14,000	10	140,000
12				
賞 与 等				円
合 計				1,560,000 円
勤務先所在地		小千谷市△△町□番地		
勤務先名		〇〇工業		
電話番号		98-7654		

11 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

	収入金額 A	必要経費 B	差引金額 C (A-B)	特別控除額 D	所得金額 (C-D)
総合譲渡	短期	円	円	円	円
	長期				円
一時	1,000,000	400,000	600,000	500,000	100,000
エ 合計 A+B [(イ+ウ)×1/2]					50,000

右上のアの金額を表面のロに、イの金額を表面のハに、ウの金額を表面のニに記入してください。右のエの金額を表面の⑩の所得金額欄へ記入してください。

12 事業専従者に関する事項

氏名	続柄	生年月日	明・大・平・令	専従者給与(控除)額
1 小千谷 二郎	父	27・7・1	平・令	500,000 円
2				
3				
所得税における青色申告の承認の有無				承認あり (承認なし)
合計額				500,000 円

13 事業税に関する事項

非課税所得など	所得金額
損益通算の特例適用前不動産所得	円
事業用資産の種類	
譲渡損失、被災損失額(白)失など	円
前年中の開業	開始・廃止
<input type="checkbox"/> 他都道府県の事務所等	

14 別居の扶養親族等に関する事項

フリガナ	氏名	続柄	個人番号	1	2	3	4	1	2	3	4	3	3	3
オチャ	ダイザプロウ													
1	小千谷 大三郎	祖父												
フリガナ														
2														

15 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分(特例控除対象)	円
新潟県共同募金会、日赤支部分・都道府県、市区町村分(特例控除対象以外)	30,000
新潟県	
条例指定分	
小千谷市	

16 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

配当割額又は株式等譲渡所得割額控除額	円
株式等譲渡所得割額控除額	

17 所得金額調整控除に関する事項

フリガナ	氏名	続柄	生年月日	特別障害者に該当する場合	別居の場合の住所

※代理で申告する場合			(市町村処理欄)		
提出者の氏名	小千谷 二郎	申告者との関係	父	本人確認	個・通・運・保・障

【代理で申告する場合】
本人の代わりに申告書を提出する場合、提出者の氏名と申告者との関係を記入してください。

裏面記入例

8 事業・不動産所得(小作料)に関する事項

所得の種類	収入金額 A	必要経費		所得金額 A-(B+C)
		租税公課 B	土地改良費 C	
小作料	100,000 円	4,500 円	52,000 円	43,500 円
不動産				

9 配当所得に関する事項

種類	所得の生ずる場所	支払確定年月	収入金額	必要経費
株式配当	〇〇電気株	R6・3	120,000 円	0 円
国外株式等に係る外国所得税額				

10 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

種目	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費
講師謝礼	〇×スクール	250,000 円	100,000 円
報酬	〇〇〇	** , ***	0
シルバー人材センター分配金			特別控除額(最高55万円)

◎ 事業所得などがある方
令和6年中の収入と経費により所得を算出した収支内訳書を申告書に添付してください。
<営業等所得の例>
保険外交員、検針員、大工・左官のうちご自身で仕事を請け負っている方、養鯉業、内職などによる収入がある方。内職・検針・集金等の業種で、家内労働の経費の特例を受ける場合(最高55万円の控除)は、その旨を記入。
<不動産所得の例>
貸家・アパート、貸地(農地・宅地)などの収入がある方。

【8 事業・不動産所得(小作料)】
農地を貸付けた小作料の収入がある方は、こちらに記入してください。
物納の時は、**1俵=20,600円(1等米)**、**1俵=19,100円(2等米)**で計算してください。

【9 配当所得】
法人からの株式や出資の配当、投資信託(公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く)の分配金などによる所得です。収入金額の合計額は**2オ欄**に、収入金額の合計額から必要経費の合計額を差し引いた額は**3⑤欄**にそれぞれ記入してください。
この所得に対して住民税が源泉徴収されていた場合は、「16 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項」に源泉徴収額を記入するとともに証拠書類を添付してください。

【10 雑所得(公的年金等以外)】
副業に係る収入のうち営利を目的とした継続的なものやインターネットオークションなどを利用した個人取引などによる所得は、業務に係る雑所得となります。
生命保険の年金(個人年金)など上記以外のものによる所得は、その他の雑所得となります。
収入金額の合計額はそれぞれ、**2ク欄**、**2ケ欄**に記入し、**3⑩欄**には収入金額から必要経費を引いた額と、公的年金等の雑所得の合計額を記入してください。
分配金で、家内労働の経費の特例を受けるときは、控除金額を記入してください。

【14 別居の扶養親族等】
扶養親族のうち、別居している方の氏名、続柄、住所を記入してください。
扶養親族が国外に転出し、現在まで引き続き1年を超えて国外に居住している場合は、該当する箇所にチェックを記入してください。

【給与所得の速算表】

給与収入金額の合計額(A)	給与所得控除後の給与等の金額の計算式	所得金額
550,999円以下	なし	0円
551,000円 ~ 1,618,999円	(A) - 550,000円	左の式で求めた金額
1,619,000円 ~ 1,619,999円	なし	1,069,000円
1,620,000円 ~ 1,621,999円	なし	1,070,000円
1,622,000円 ~ 1,623,999円	なし	1,072,000円
1,624,000円 ~ 1,627,999円	なし	1,074,000円
1,628,000円 ~ 1,799,999円	(A) ÷ 4	左の式で求めた金額
1,800,000円 ~ 3,599,999円	※千円未満の端数切捨て (B) × 2.8 - 80,000円	左の式で求めた金額
3,600,000円 ~ 6,599,999円	算出金額: (B) (B) × 3.2 - 440,000円	左の式で求めた金額
6,600,000円 ~ 8,499,999円	(A) × 0.9 - 1,100,000円	左の式で求めた金額
8,500,000円 ~	(A) - 1,950,000円	左の式で求めた金額

【公的年金等の雑所得】

受給者の年齢	公的年金等の収入金額(A)	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
65歳未満(昭和35年1月2日以後生まれ)	~ 1,299,999円	(A) - 600,000円	(A) - 500,000円	(A) - 400,000円
	1,300,000円 ~ 4,099,999円	(A) × 0.75 - 275,000円	(A) × 0.75 - 175,000円	(A) × 0.75 - 75,000円
	4,100,000円 ~ 7,699,999円	(A) × 0.85 - 685,000円	(A) × 0.85 - 585,000円	(A) × 0.85 - 485,000円
	7,700,000円 ~ 9,999,999円	(A) × 0.95 - 1,455,000円	(A) × 0.95 - 1,355,000円	(A) × 0.95 - 1,255,000円
	10,000,000円 ~	(A) - 1,955,000円	(A) - 1,855,000円	(A) - 1,755,000円
65歳以上(昭和35年1月1日以前生まれ)	~ 3,299,999円	(A) - 1,100,000円	(A) - 1,000,000円	(A) - 900,000円
	3,300,000円 ~ 4,099,999円	(A) × 0.75 - 275,000円	(A) × 0.75 - 175,000円	(A) × 0.75 - 75,000円
	4,100,000円 ~ 7,699,999円	(A) × 0.85 - 685,000円	(A) × 0.85 - 585,000円	(A) × 0.85 - 485,000円
	7,700,000円 ~ 9,999,999円	(A) × 0.95 - 1,455,000円	(A) × 0.95 - 1,355,000円	(A) × 0.95 - 1,255,000円
	10,000,000円 ~	(A) - 1,955,000円	(A) - 1,855,000円	(A) - 1,755,000円